

令和2年11月20日

都城西高等学校  
生徒・保護者各位

都城西高等学校  
校長 鍋倉 一幸

### 携帯電話等の校内持ち込み許可について

晩秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

6月に、宮崎県高等学校PTA連合会による決議文(裏面)が発表されました。この決議を受け、PTA会長・生徒会代表・職員代表の三者会議を行い、以下の注意事項を厳守した上での持ち込みを認めることになりました。ただし、その目的は、登下校中の犯罪、交通事故や自然災害などの緊急時の連絡手段を確保するためであり、先生からの指示があったとき以外はこれまでと同様に使用は認められません。よって、下記の(1)～(6)の約束事を守らなかったり情報モラルに反したりする行為があった場合には、改善のための指導を行うこととなります。持ち込みを希望する場合は、以下の点についてご理解のうえ同意いただき、「携帯電話等の校内持ち込みに関する同意確認書」を、11月26日(木)までに学級担任を通して提出していただくようお願いいたします。なお、持ち込み許可開始は、12月4日(金)を予定しています。

#### (1)校内での使用方法

校内での携帯電話等の使用及び所持は、先生から許可があったときのみとする。  
進路指導や授業等での使用については、今年度末まで試行を行う。

#### (2)校内での保管方法

登校後は教室に入ったらずぐに携帯電話等の電源を切り、かばんの中に入れ各自の責任で保管すること。

#### (3)登下校時

登下校中の使用については、犯罪や交通事故、自然災害等の緊急時のみとする。ながらスマホやイヤホンの使用は禁止する。公共交通機関を利用の際は、周囲の人に迷惑をかけない等の利用マナーを遵守すること。

#### (4)携帯電話に関するトラブル

決議文(裏面)にあるとおり、学校は校内への持込を許可するだけであり、携帯電話等の盗難や破損については一切責任を負わない。また情報モラルに反する行為についての責任も、保持させた保護者にあるものとする。万が一トラブルが発生した場合には、学校は解決の支援は行う。

#### (5)違反があった場合(携帯電話等はその場で預かり、担任が保護者に連絡の後、速やかに本人に返す。)

○学校の許可なく使用する、授業を妨害するような着信音が鳴る、メールや投稿を学校から発信する、同意確認書に申請している端末以外の携帯電話等を持ち込む等の違反は反省文を書いた上で以下のような流れで指導する。

1回目:学年主任指導 2回目:生徒指導主事指導 3回目:特別指導

○同意確認書未提出で持ち込みが判明した場合は直ちに特別指導を行い、その年度は持込禁止とする。

○誹謗中傷を書き込む、学校内の動画・画像・音声をSNS等に無許可でアップする等個人情報の流出があった場合は特別指導とする。携帯電話等が原因での深刻なトラブルや犯罪などが発覚した場合は、警察と連携して対応する。

#### (6)その他

○学校では、情報モラルセミナーの実施や生徒会からマナー向上の呼びかけを行う。

○家庭では、保護者責任のもとルールを設け、使用依存に陥らないよう節度ある使用を心がけること。

○携帯電話、スマートフォン、タブレット以外のデジタル端末(スマートウォッチ等)の持込は認めない。

○3月末までは試行期間とし、使用状況を見ながらその都度見直しを行う。